



## 北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興

(文部科学省、農林水産省)

### 【現状・課題】

道民が安全で安心な元の生活を取り戻し、北海道の更なる発展につながる復興が実現できるよう、くらしの再建、地域産業の持続的な振興に向けた予算の確保等が必要である。

### 【提案・要望事項】

- (1) 被災した子どもたちの心のケアなどに対する継続的な支援 (文部科学省)
- (2) 被災した森林の再生など林業の復興に向けた支援 (農林水産省)

### 【提案・要望の内容】

- ① 被災した住民の地震等に対するストレス症状には長期的な見守りが必要であり、特に被災した子どもたちの心のケアやきめ細かな学習支援を行うため、スクールカウンセラーの派遣について、継続的な支援を行うとともに、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の確保に必要な予算の確保を図ること。
- ② 地震による被災森林の着実な再生を進めるため、崩壊した林地の復旧や作業道等の整備のほか、被害木の整理、森林の造成に必要な予算の確保を図るとともに、技術的な支援を引き続き実施すること。

## 被災した子どもたちの心のケアなどに対する継続的な支援

児童生徒の心のケアやきめ細かな学習支援を行うため、被災した小中学校等へのスクールカウンセラーの派遣や、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置を実施



**心のケアには長期的な見守りが必要であり、継続的な支援が必要**

【配置実績 厚真町、安平町、むかわ町】

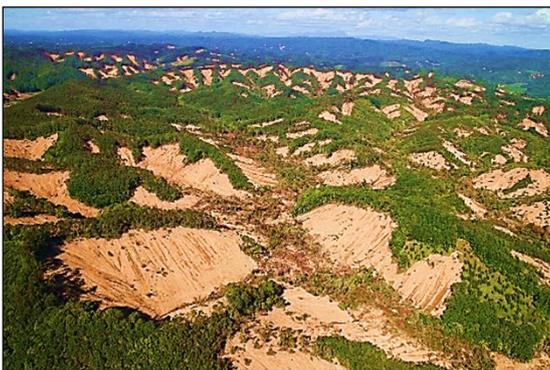
年度	平成30	令和元	2	3	4	5
スクールカウンセラー	15	15	15	15	15	11
教員業務支援員	10	15	15	15	15	11

（令和5年12月末現在、単位：人）

## 被災した森林の再生など林業の復興に向けた支援

### 被災森林の復旧状況

- 約4,300haの森林が崩壊し、土砂や樹木の堆積地が約600ha発生
- 人家に近接する林地等や損壊した林道の復旧を完了。279haの森林を復旧（令和5年3月現在）



### 今後の対応

- 令和4年3月に策定した「胆振東部地震森林再生実施計画」に基づき、林地の復旧や森林の造成、作業道等の整備を計画的に実施し、地域の関係者と連携して森林の再生と林業の復興を推進

### ◆森林再生の取組状況





## 野生鳥獣被害対策の推進

(農林水産省、経済産業省、環境省、警察庁)

### 【現状・課題】

北海道では、依然として生息数の多いエゾシカ、増加傾向にあるヒグマ、ライグマ、トド、アザラシなどにより、農林漁業被害や人身被害が拡大し、生態系の保全にも影響を及ぼしていることから、地域における捕獲を一層推進するための予算の確保や、生息実態の把握・被害防止対策の更なる充実を図ることが必要である。

### 【提案・要望事項】

#### (1) 捕獲等事業に対する支援の充実・強化と事故防止・安全対策の推進

(農林水産省、環境省、警察庁)

#### (2) ヒグマによる人身及び農業被害対策の推進

(農林水産省、環境省、警察庁)

#### (3) 海獣類による漁業被害対策の充実・強化及び新たな支援制度の創設

(農林水産省、経済産業省、環境省、警察庁)

#### (4) 捕獲したエゾシカの有効活用に対する支援制度の充実・強化

(農林水産省、環境省)

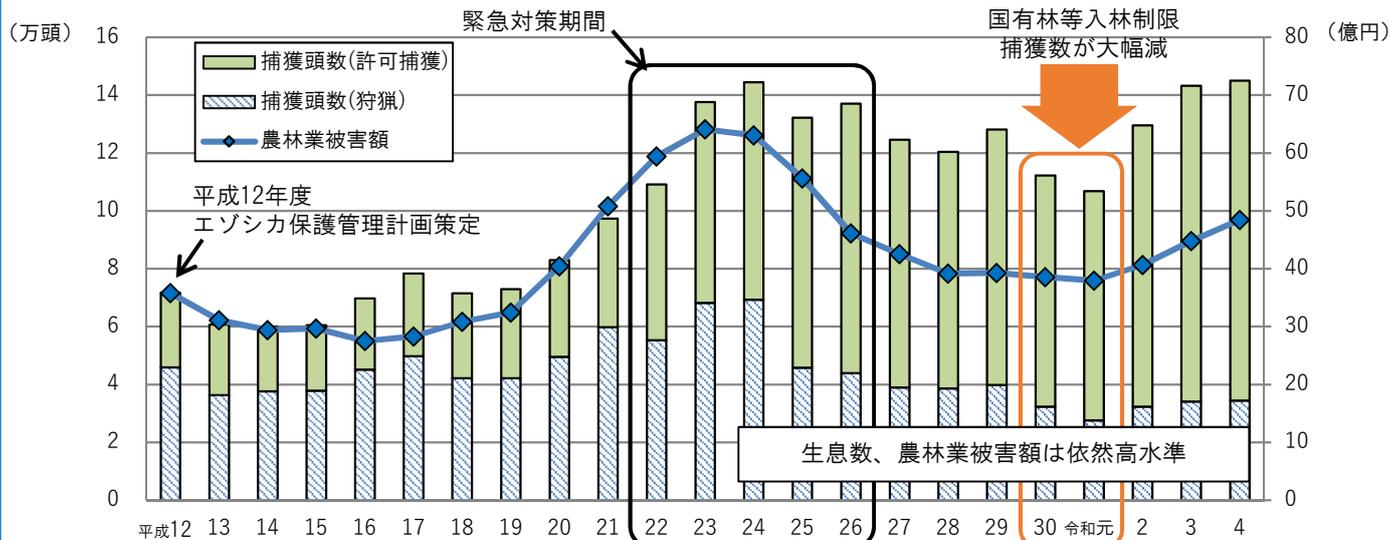
### 【提案・要望の内容】

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金について捕獲に必要な予算の確保や交付対象の拡大、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の交付額・交付割合の見直しなど、野生鳥獣の捕獲等事業に対する支援の充実・強化を図るとともに、国が国有林で実施する生息状況の把握や捕獲を、更に上乗せして実施するなど、道の個体数削減の取組とより一体的に進めること。  
また、鳥獣捕獲体制維持のため、担い手の中長期的な確保、ハーフライフ銃規制に係る影響の回避、捕獲に係る銃弾・燃料費・資材の高騰に伴う経済的負担の軽減を図り、狩猟事故防止の周知徹底や狩猟者の知識・技術向上に資する取組など、安全対策を推進すること。
- ② ヒグマ捕獲の困難さを勘案し、捕獲活動経費の引き上げ等、鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しを行うとともに、生息数管理及び人里出没抑制のために道・市町村が実施する取組や生息実態把握の推進、さらには捕獲従事者や専門的人材の育成・確保のための国による支援制度を創設すること。  
また、ヒグマの市街地出没増加を踏まえ、人家周辺等での銃器の使用について、関係法令の運用基準の明確化等を図ること。
- ③ トド、オットセイ、アザラシ、シャチなどの海獣類の漁業被害軽減に向けた技術開発促進や生態調査等取組の予算確保など、対策の充実・強化を図り、漁具や漁獲物被害に対する補償など、新たな支援制度を創設すること。  
また、銃器を使用したトド捕獲については、狩猟・許可捕獲同様、火薬類取締法に基づく許可を不要とすること。
- ④ 衛生管理対応や原材料の安定確保、販路開拓、高額な廃棄物処理経費などエゾシカ肉処理施設の運営には課題が多いことから、継続して捕獲したエゾシカの有効活用が行えるよう、施設に対する支援の充実・強化を図ること。

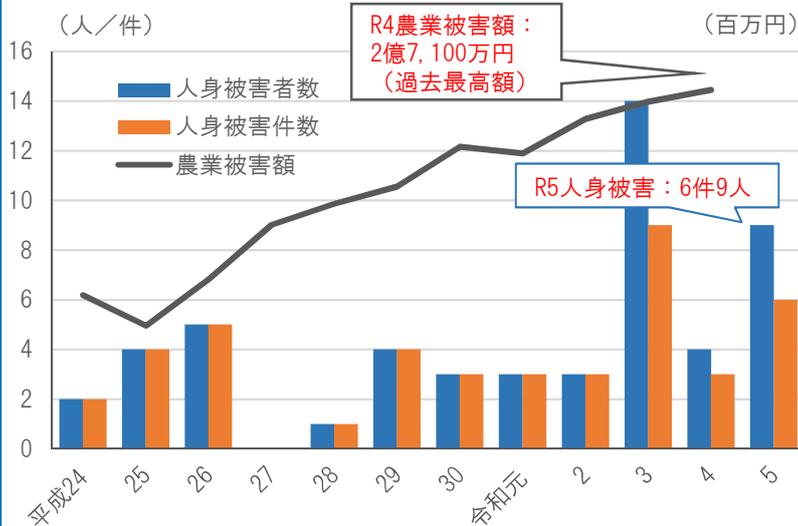
# 野生鳥獣被害対策の推進

## ■ エゾシカの捕獲数と被害額の推移

推定生息数 平成30年:65万頭 → 令和元年:67万頭 → 令和4年:72万頭



# ヒグマによる人身及び農業被害対策の推進



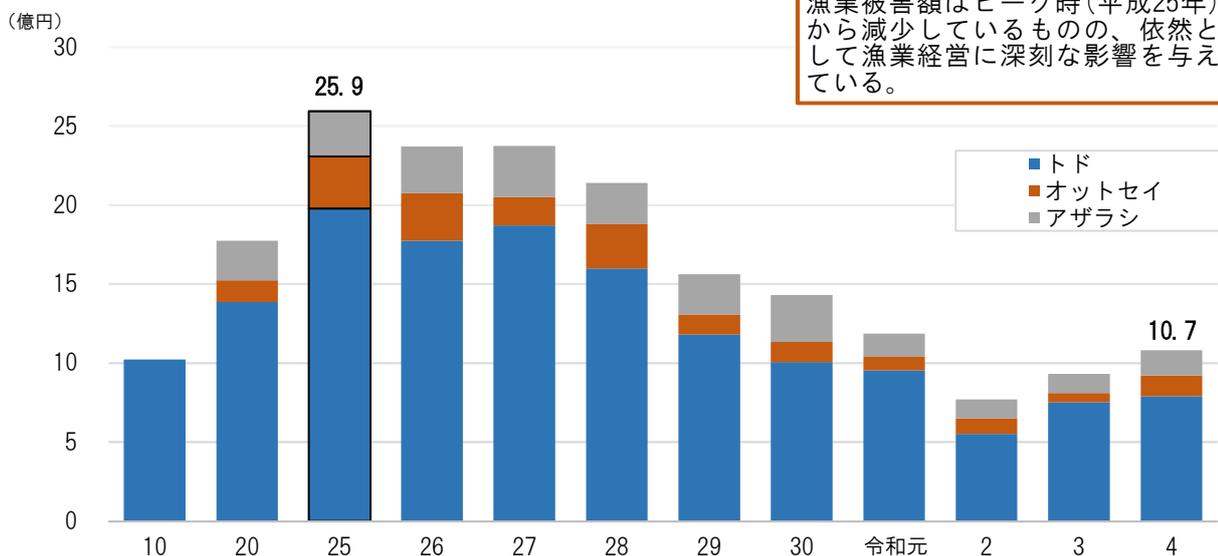
【課題】  
ヒグマの生息数増加に伴い市街地出没など人とヒグマとの軋轢が急速に高まっている。

【要望の内容と必要性】

- 指定管理鳥獣指定後の対応  
→ 捕獲とモニタリングが必要
- 市街地等におけるヒグマ対策  
→ 新たな支援制度の創設が必要
- 担い手の育成  
→ 専門人材の配置の推進が必要
- 農業被害対策  
→ 実情に応じた見直しが必要
- 人家周辺での銃器使用基準の明確化  
→ 関係法令の運用基準の明確化と周知、さらには効果的な制度が必要

# 海獣類による被害対策の充実・強化

## ■ 海獣類による漁業被害額の推移



## 今後の新興感染症に備えた対策の強化

(総務省、厚生労働省)

### 【現状・課題】

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新興感染症の発生及びまん延など、感染症危機への備えとして、改正感染症法の下、入院病床や外来など医療提供体制の確保とともに、保健所や検査体制の強化に取り組む必要がある。

また、感染症対策は、平時からの対応も含め、全国一律で行うべきものであるため、国において効果的な施策推進を行う必要がある。

### 【提案・要望事項】

- (1) 医療機関に対する財政支援 (厚生労働省)
- (2) 検査体制の充実及び検査能力の向上 (厚生労働省)
- (3) 人材の養成・資質向上の取組に対する財政支援 (厚生労働省)
- (4) 保健所・地方衛生研究所の体制強化 (総務省、厚生労働省)
- (5) 社会福祉施設等への財政支援 (厚生労働省)

### 【提案・要望の内容】

- ① 有事に備えた感染防止対策、感染症対応に必要な病床や設備等の維持・確保など、平時から医療機関への財政支援を行うこと。また、有事の際に医療提供体制を確保するため、空床補償や感染症対応に係るかかり増し経費、職員の処遇改善に対する助成、診療報酬の加算措置など、国の責任において、医療機関の安定経営に向けた財政支援を十分かつ積極的に行うこと。
- ② 有事における検査体制を速やかに構築するため、地方衛生研究所及び保健所を中心とした地方公共団体主導による検査体制の構築に必要な設備整備等への財政支援や、様々な検査に対応するための各種検査技法に係るスキル向上等に要する費用の助成を行うこと。
- ③ 国において、感染症指定医療機関や協定締結医療機関等での新興感染症等を想定した診療体制の研修・訓練を行うとともに、感染管理・制御の専門家の育成を図るための医療従事者や地方公共団体職員を対象とした研修の充実を図ること。また、感染症対応人材の養成・資質の向上に必要な研修等実施のための更なる財政支援を行うこと。
- ④ 改正感染症法により、保健所で新たに実施が必要となる業務量等に見合った人員配置が可能となるよう、財政措置を講じるとともに、地方衛生研究所等が行う感染症サーベイランス等の体制強化のため、国立感染症研究所において技術的支援を行うなど、都道府県との連携体制の強化を図ること。
- ⑤ 社会福祉施設等は、新興感染症等の感染者発生時にもサービスの継続が必要なことから、代替職員の確保や衛生用品に係る費用、施設内療養費等に対し、必要十分な額を報酬上評価するなど、国の責任において、地域の福祉サービスの安定的な確保・維持のための更なる財政支援を行うこと。

## 医療機関に対する財政支援

平時

- 感染症対応に必要な病床や設備の維持確保
- 個人防護具備蓄のための購入費用への支援

有事に備えた平時からの支援

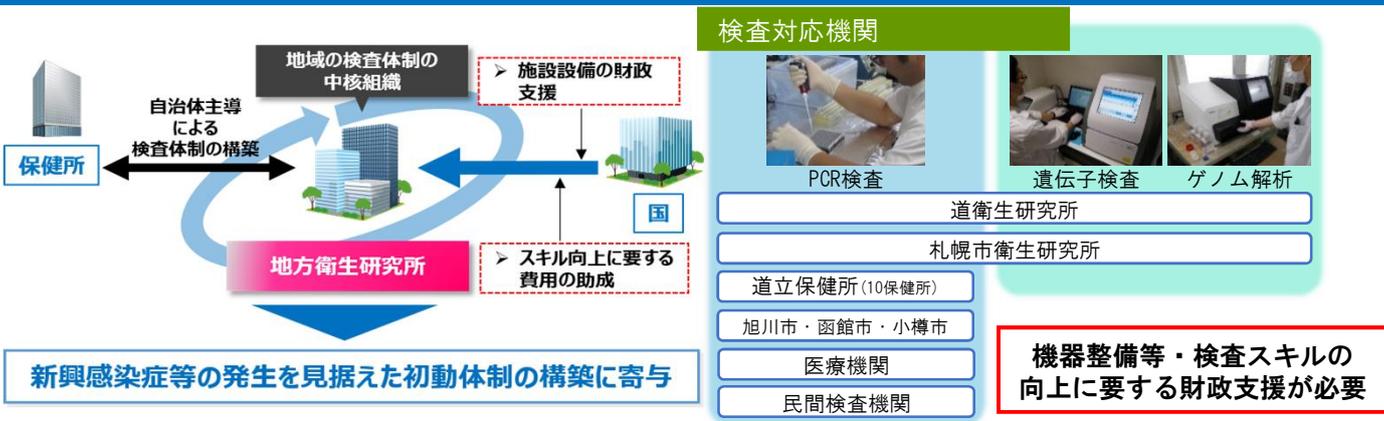
- 空床補償
- かかり増し経費
- 職員の処遇に対する助成
- 診療報酬の加算措置

有事の際の医療機関の経営安定

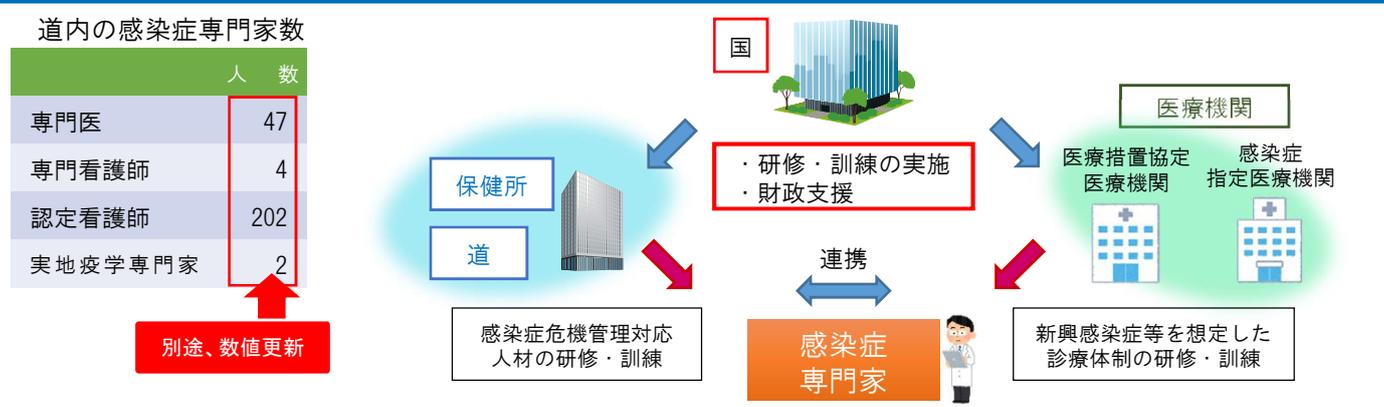
新興感染症発生・まん延時

医療機関に対する継続的な財政支援

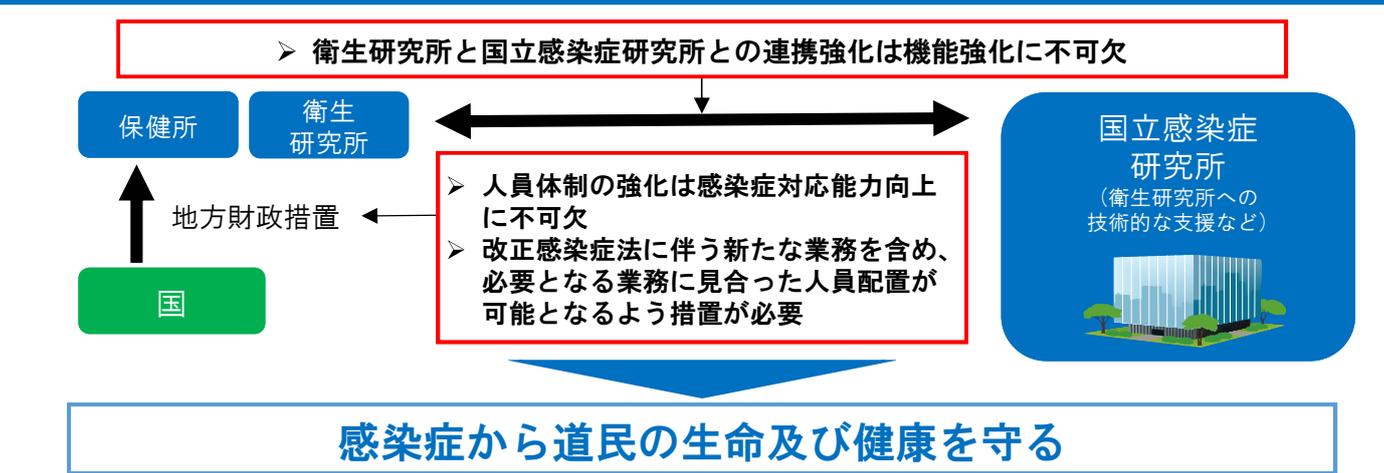
## 検査体制の充実及び検査能力の向上



## 人材の養成・資質向上の取組に対する財政支援



## 保健所・地方衛生研究所の体制強化





## 性の多様性に関する理解の促進及び性暴力・DV被害者等支援の充実

(内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省)

### 【現状・課題】

LGBT理解増進法の成立を踏まえ、性の多様性への国民理解の促進や問題解決に資する施策についての幅広い議論の推進及び地方公共団体への支援の充実が必要である。

また、性暴力被害者の支援に当たっては、相談・支援機能を担うワンストップ支援センターの運営強化を図る必要がある。

さらに、配偶者暴力（DV）被害者をはじめとした困難な問題を抱える女性等の支援に当たっては、相談・支援機能を担っている民間シェルターの運営基盤を安定・強化する必要がある。

### 【提案・要望事項】

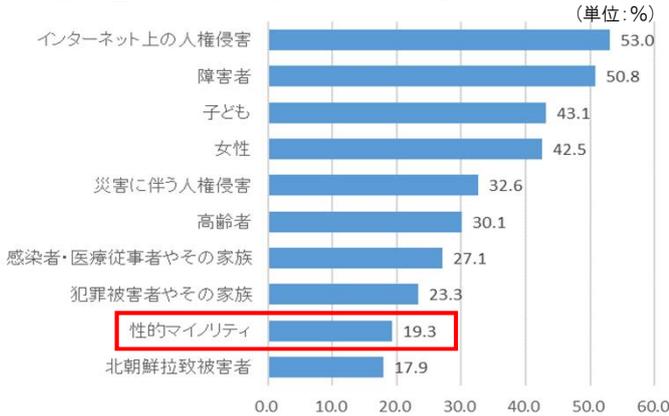
- (1) 性の多様性に関する理解の促進、問題解決に資する施策についての議論の推進及び財政支援の充実(内閣府、法務省、文部科学省、厚生労働省)
- (2) 性暴力被害者支援制度の充実・強化(内閣府)
- (3) 民間シェルターに対する財政支援の強化(内閣府、厚生労働省)

### 【提案・要望の内容】

- ① 性の多様性について多くの国民が認識し理解を深めていくために、LGBT理解増進法の成立を踏まえ、正しい理解の促進に一層取り組むとともに、当事者が暮らしやすい環境づくりに向け、性の多様性に関する様々な問題の解決に資する施策について、幅広く議論を推進すること。  
また、法に基づき地方公共団体が実施する理解促進施策への支援制度の創設など、財政支援の充実を図ること。
- ② 性暴力被害者支援について、ワンストップ支援センターを設置する地方公共団体の財政負担を軽減し、支援施策を量的・質的に拡大していくため、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金について、対象経費の基準緩和や被害者への医療費等公費負担の交付率の引き上げなど、制度の拡充を図ること。
- ③ 民間シェルターはDV被害者への相談・支援機能を担うなど重要な役割を果たしており、運営基盤を安定強化することで継続した被害者支援が実施できるよう、一時保護委託費の単価の引き上げや全額国費による施設維持経費に対する補助制度の創設、DV被害者等セーフティネット強化支援事業の交付率引き上げなど、財政支援の強化を図ること。

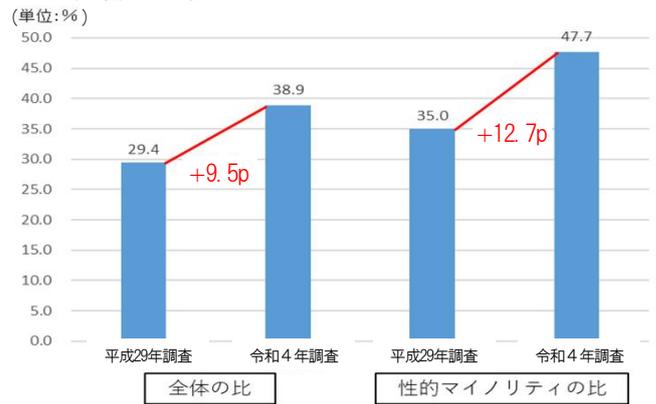
# 性の多様性に関する理解の促進、問題解決に資する施策についての議論の推進

## ■人権問題について関心のあること



出典：内閣府「人権擁護に関する世論調査」令和4年11月公表

## ■人権侵害が「多くなってきた」と感じる割合の変化

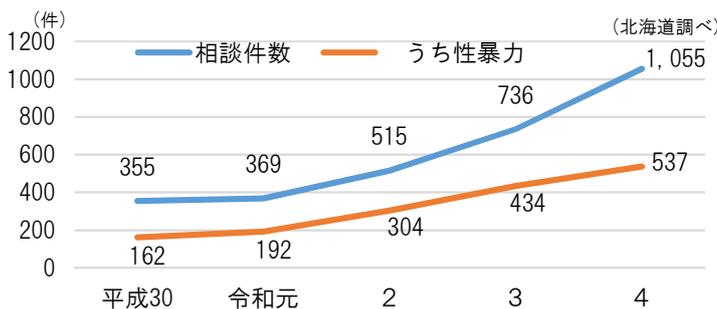


約半数の人が性的マイノリティへの人権侵害が増加していると感じている一方で、人権一般としての性的マイノリティへの理解が乏しい。

性の多様性に関する理解の促進が必要

# 性暴力被害者支援制度の充実・強化

## ■性暴力被害者支援センター北海道「さくらこ」相談件数



## ■性暴力被害者への医療費公費負担制度

	負担割合
警察	国1/2, 地方1/2
都道府県	国1/3, 地方2/3

被害者が警察への相談等を望むか否かによって、合理的な理由なく補助率に差異が生じている。

ワンストップ支援センターへの性暴力相談件数は年々増加しており、財政負担の軽減とともに、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金について、対象経費の基準緩和や被害者への医療費等公費負担の交付率の引き上げなど、交付金制度の拡充が必要

# 民間シェルターに対する財政支援の強化

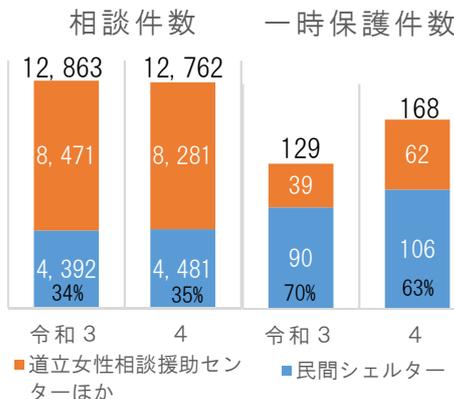
## ■民間シェルター設置数

北海道を除く都府県には、民間シェルターが平均2.5設置されている。

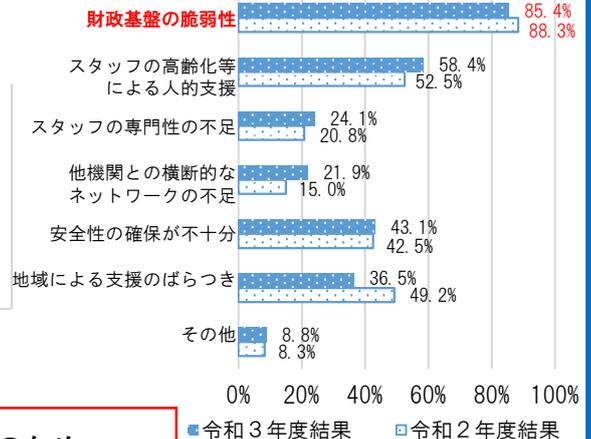
全国	道内
124	8

令和2年11月2日現在 内閣府

## ■DV被害者相談件数・一時保護件数



## ■民間シェルター等の課題



令和3年度結果 (青), 令和2年度結果 (白)

DV被害者等のための民間シェルター実態調査及び先進的取組事例に関する調査報告書 令和5年4月 内閣府

全国的に見ても多い8か所の民間シェルターが設置されており、DV被害者への相談・支援のために重要な役割を果たしているが、財政基盤が脆弱

安定運営のため、財政支援の強化が必要



## 災害や犯罪から道民を守るための警察機能の充実・強化

(警察庁)

### 【現状・課題】

依然として厳しい道内の治安情勢や警察に対する地域住民の要望等に的確に対処し、道民の安全と安心を確保するために、警察官の増員による更なる体制の強化及び装備資機材等の充実が必要である。

### 【提案・要望事項】

- (1) 警察官の増員 (警察庁)
- (2) 緊急事態に要する特殊装備品や特殊車両の整備 (警察庁)
- (3) 重要犯罪・組織犯罪等の対策推進のための資機材の整備 (警察庁)
- (4) 交番・駐在所用車両、捜査・取締用車両等の増強 (警察庁)

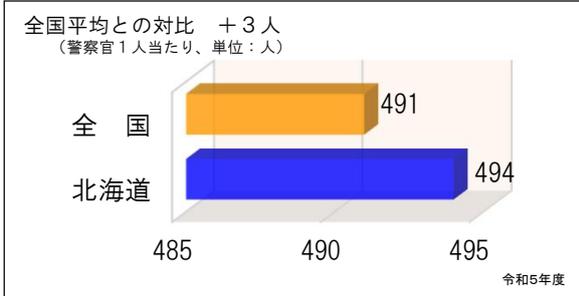
### 【提案・要望の内容】

- ① 北海道は、広大な面積を抱え警察力の分散配置を余儀なくされているほか、事件・事故現場への臨場等各種警察活動にも多くの時間を要するなど、北海道特有の業務負担を抱えており、道内各地域に必要な警察機能・体制を確保するため、警察官を増員すること。
- ② 大規模災害やテロ発生時などの緊急事態に的確に対処するため、ヘリコプター用装備品や救出救助用資機材、活動用特殊車両を整備すること。
- ③ 犯罪捜査においては、組織犯罪対象者の動向把握等に有効な自動車ナンバー自動読取システム等の資機材の活用が重要なことから、これら資機材を整備すること。
- ④ 北海道の広大な面積や積雪寒冷地等の特殊性から、警察活動の広域性・機動性を確保するため、交番・駐在所用車両、交通パトカーをはじめとする捜査・取締用車両等の更なる増強及びR V仕様の交番・駐在所用車両を整備すること。

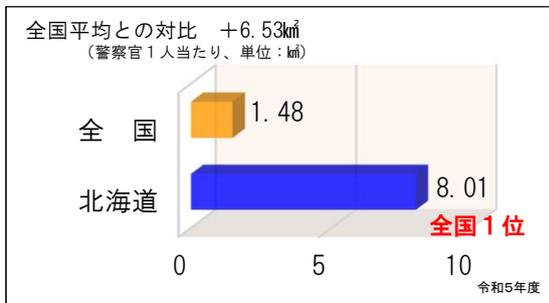
# 警察官の増員

警察官の負担は依然として過重  
 広大な面積は北海道特有の負担

## 全国平均を上回る人口負担



## 広大な管轄面積による負担



## 道民が不安を感じる身近な犯罪や事案の多発

(単位:件)



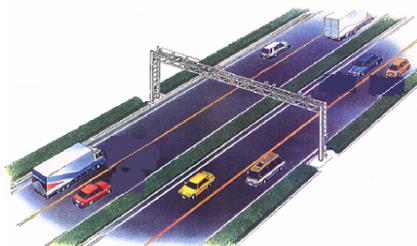
# 装備品や資機材・車両の整備等

## 緊急事態用特殊装備品等の整備



胆振東部地震における救助活動

## 重要犯罪等対策用資機材の整備



自動車ナンバー自動読取装置

## 交番・駐在所用車両等の増強



雪道で活動する小型警ら車